「瓦礫ト泥塊トノ饗応」(島田研一郎『宇喜草迺花』)という手荒な歓迎を受けたのである。 彼等の行動は『自由新聞』のいら「平和手段」的方針を守っていた。 ととろが、 とれは東秋留村、 翌四月六日、 府知事は西多摩郡 西秋留村等数か村

三多摩郡の管轄を神奈川県へ復旧するよう請願する積もりであるから全郡の地方税其他は現行通りに据え置くようとの申し入

尽力することの二件であった。 の主人のとりなしでよらやく平静にもどった。 囲んだ。一行の腕車へ瓦礫を投げつけたり、 かったとき、 の西多摩強硬派が計画した西多摩郡の「示威的大運動」(『羽村町史』)の一端であった。 を選び知事へ申し入れをした。その内容は神奈川県会議決の通り地方税を賦課すること、 突然梵鐘が鳴り響き、 知事の後を追ってきた群衆は、 翌七日正規の談判委員五名が再び知事と面会した。 自由党万歳などと書いた大旗をひるがえし、 車轍へ棒を差し込もうとしたりした。 彼等は正規の談判委員がその場に居合わせなかったため、 土足で知事の部屋になだれこみ罵詈讒謗をあびせかけた。 蓑笠をかぶった群衆五、 との談判の模様は、 知事はさんざんな目にあい青梅町の旅宿 府知事の一行が西多摩村川崎に差し掛 第五回帝国議会への三郡復旧請願 西多摩村の役場吏員玉 あらためて代表五名 十数名の警部や旅宿 六百名が一 行を取り

てい モ本日諸君ニ面会シテ初メテ巡回ノ功を見出セリ、 説」のような調子だったという。 当日、 た研一郎は知事の「理由ナキ乱暴」という不用意な言辞をとらえ、 [来得ル丈ケノ尽力ヲ致ス積リナリ」と、 研一郎は小作彦太郎とともに、 各談判委員の意見が一通り終わったとき、 他の談判委員より遅れて知事の部屋に入った。 いかにも理解あるような見解を披瀝した。 昨日ノ如キ理由ナキ乱暴ニテハ誠ニ閉口ナリ、 激しい抗議口調で次のように述べた。 知事は 「諸君 しかし「隙アラバ切込マント待構. 談判委員の知事への陳述は「政談演 ノ御話スヲ所如何 諸君ノ云ハル、 モ 御尤ナリ、 所ニ付テハ

今頃ニ到リテ巡廻トハ何等ノ不親切ソヤ、

彼ノ法律案提出ノ際ニ当リテ、アナタガタハ……随分勉メラレタルカ如シ、東京府庁ノ提灯ヲ以

汀散人こと島田研一

郎の

『宇喜草迺花』

に詳しい。

584

にして解消したのであろうか。

テ夜中運動シタル者アリトハ議会ノ速記録ニモ明記スル所ナリ、 仍レハ随名分籍ヲ極メタルカ如シ、乍併愚民ノ激昂ハ毎ニ斯ノ如キモノナルヲ知ラサルヘカラス、 暴ニテハ困ルト云フト雖モ、是レ実ニ斯郡民カ如何ニ憤激シツツアルカノ好証例ナリ、余ハ昨日他ニアリテ運動会ノ実状ヲ見ス、聞ク所ニ 、キ筈ナルニ、 左ハナクシテ一応ノ照会モナク調査モナクシテ忽然俄然此重大ノ事件ヲ決行スルトハ何タル不法ゾヤ、 苟モ牧民ノ官タルモノハ深ク民情ヲ私シ、 利害ヲ審ニシタル後チ事ヲ行フ

一郎は一気にまくしたて、 また昨日のような暴行はなかったと結んだ。とこには三郡移管法案に対する郡民感情が正直に語られていた。 若し移管に関する法律案提出以前に巡回したならば府知事は該法律案の不要を理解できたであろ

重要な事件が多数あること、二 家屋税賦課を僻地にある地方農家に適用しないこと、 談判委員の府知事に対する申し入れは、一 水道改良のために三郡を東京府管轄とする必要はなく、且つ水道改良より一層 Ξ 三郡の特別経済は永続すること、

几

府知事は職権の許す限り三郡の神奈川県への復旧に尽力すること、

のではなかった。 た。とらした西多摩村に類似した事例は、 ところで、先にみた自由党系県会議員層のやり場のない怒りや不満、 西多摩村では五月十八日、 東京府当局と役場引渡をめぐって争い、 南多摩郡の堺村、 忠生村、 西多摩村にみられたような激しい郡民感情はどのよう 元八王子村、 加住村、 七月迄役場事務は東京府の代理管掌とな 浅川村等に見ることができる。

こうした申し入れは府知事の簡単に確約出来る内容ではなく、また、郡民の感情も一回の府知事の巡視で簡単におさまるも

等であった。

西多摩村においては、 行政を停止することは人民にとって何等の益がないと主張し、 この抗議行動を起こす前から強硬、 妥協の二派が存在した。 前者の意見と対立していた(『宇喜草迺花』)。こうした対立 後者は法律が成立した以上村役場を閉鎖

は他でもさして変わりはなかったであろう。現実主義が支配的となるのは時間の問題であった。

聞』及び自由党の

『党報』は一切黙殺し、

もっぱら党組織の拡大宣伝に力をそそいでいるところによく現れていた、

党組

いったのである。 他方、 強硬派の不満解消は、 とらした方向づけは、 星亨ら自由党の指導によってなされた。三郡移管に対する反発の力を組織拡大へと結びつけて 富田府知事暴行事件のような「平和手段」をこえた激しい抗議行動に対して『自 由新

渉以来の国民派に対する反感と、今回の三郡移管に対する激しい敵意を徹底的に利用した。選挙の結果、 占していた元正義派、 拡大と硬派の不満解消との最初の機会となったのは三多摩郡の府会議員選挙であり、 党本部から幹事石塚重平、石坂昌孝、 自由党の動員した壮士は千五百名、 国民協会の金城湯池に対する挑戦であった。 った。 四月一日、 自由党は十五日移管賛成派の拠点北多摩三鷹村で二百余名の党員を集め三多摩郡自由俱楽部発会 東京府は三郡移管にともなら府会議員選挙を告示 迎えらった国民派の壮士は七、 伊藤大八両代議士が臨席した。 自由党の神奈川県会議員も総動員されたために臨時県会が 八百名といわれている。 (府告第三二号) し、五月一日が投票日とな 神奈川県時代には四名の定員をすべて独 とくに北多摩郡におけるそれであった。 自由党は定員五名 自由党は、

挙のため開く臨時郡部会において、 之助、 き中止解散を命ずることになる旨を答弁した。こうして知事との談合は決裂し、 会議員選挙取消の裁定であった。 こうした府会議員選挙の勝利を土台として、県会議員や郡民感情に決定的な転機となったのが五月八日の高座郡 森市左衛門等は、 中野県知事は、 六月 事の起こりが赴任前であったが、 一日中野県知事と面会し、 との取消に怒った県会議長鈴本稲之輔、 府県会規則第四条に反して議案外の議事に渉った場合、 選挙取消裁定に抗議し、 種々調査の結果、 常置委員黒部与八、 取消は正しい処置であり、 彼等自由党系の県会議員は協議会を開いた。 且つこの件に関し法制局の裁定を仰く旨を申 やむを得ず同規則第三三条に基づ 岡部芳太郎、 万一常置委員補欠選 難波惣平、 K おける県 露木要

うち四名を当**選**させ圧勝し、

国民派は吉野泰三ただ一人しか当選させることができなかった。



ま

た

東京府

0

村

成

荏

原 町 が

郡

上の

連

由

か

県と東京府

0

北に散

在

た。

ح

0

時

は郡長

り内談

0

)模様

星はとの

条

富

た。

そ

の 知

そ b

ばばよ

五十五人であった。 り神奈川県に編入となった戸数は八十五戸、人口は五百七十四人で、 神奈川県の町村で多摩川の北側に飛地をもっていたのは橘樹郡の稲田村、 との飛地の組え替みによって神奈川県と東京府との境域は完全に確定したのである。 神奈川県から東京府に編入となった戸数は七戸、人口は 高津村、 中原村、 御幸村の各村であった。東京府よ